

7 誘導施設

7.1 誘導施設の設定方針

7.1.1 誘導施設の定義

誘導施設は、都市機能誘導区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

また、都市機能誘導区域に必要な施設を設定することだけでなく、具体的な整備計画のある施設を設定することも考えられます。

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、国が作成している手引きでは、以下のような施設を定めることを想定しています。

表 10 誘導施設として定めることが想定される施設

機能	中心拠点	地域/生活拠点
行政	○中枢的な行政機能 ・本庁舎	○日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 ・支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉	○市内全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 ・総合福祉センター	○高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 ・地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロンなど
子育て	○市内全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 ・子育て総合支援センター	○子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 ・保育所、認定こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館など
商業	○時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 ・相当規模の商業集積	○日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 ・延床面積〇㎡以上の食品スーパー
医療	○総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 ・病院	○日常的な診療を受けることができる機能 ・延床面積〇㎡以上の診療所
金融	○決済や融資などの金融機能を提供する機能 ・銀行、信用金庫	○日々の引き出し、預け入れなどができる機能 ・郵便局
教育・文化	○市内全域の住民を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 ・文化ホール、中央図書館	○地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 ・図書館支所、社会教育センター

資料：立地適正化計画作成の手引き（令和 5 年 3 月版）

7.1.2 誘導施設の設定方針

誘導施設の定義、手引きにおける誘導施設の例を参考とし、当町の特徴を踏まえて設定します。

1) 当町における誘導施設の考え方

① 町内全域の生活サービス水準の維持

当町では、コンパクトな市街地に日常的な生活サービス施設が広く分布しており、市街地全域で、一定の生活サービスを受けることが可能となっています。このような良好な住環境を維持・向上していくことが重要であり、現時点で町内に広く分布している都市機能施設については、誘導施設に設定しないことが考えられます。

② 中心拠点及び地域拠点の拠点性向上

コンパクトシティを推進する上では、中心拠点及び地域拠点の拠点性を向上させることが重要です。

大規模な商業施設や町の核となる文化施設、町役場など、全住民が利用するような都市機能を持つ施設については誘導施設として設定し、町内拠点に適正に配置することが必要です。

2) 人口動向からみる検討

20 年後も人口密度が 40 人/ha を上回る地域が大半を占めていますが、一方で高齢化率は上昇傾向にあります。

このような状況を鑑みると、

- ① 将来的にも居住誘導区域内において高い人口密度を維持していく。
- ② 居住誘導区域内に居住を誘導していく。
- ③ 今後も高齢化の進展が予想される。

以上のことから居住誘導区域全域で日常生活の利便性を維持・向上していくことは重要です。

当町の特徴を踏まえ、都市機能施設を『日常的な生活利便施設（居住誘導区域全域に配置）』と『全町的な高次都市機能を持った施設（都市機能誘導区域に集約する誘導施設）』に分類を行うこととします。

『日常的な生活利便施設』は居住誘導区域全域に配置し、町内全体の生活利便性の維持・向上を目指し、『全町的な高次都市機能を持った施設』を誘導施設として各拠点に設定し、拠点性の向上を図ります。

表 11 誘導施設に想定される施設の分類

区分	機能	施設
日常的な生活利便施設 （居住誘導区域全域に配置）	行政	—
	介護福祉	介護施設、介護サービス施設、老人ホーム
	子育て	保育所、認定こども園、幼稚園
	商業	スーパー、コンビニ、小規模商店
	医療	診療所、歯科
	金融	郵便局
	教育・文化	小学校、中学校、高等学校等の学校施設、集会所
全町的な高次都市機能を持った施設 （都市機能誘導区域に集約する誘導施設）	行政	行政窓口機能を有する施設
	介護福祉	総合福祉センター
	子育て	子育て総合支援センター
	商業	大規模商業施設、複合商業施設
	医療	大規模病院（二次医療以上）
	金融	金融機関（銀行、信用金庫）
	教育・文化	社会教育施設（図書館、博物館など） 文化・交流施設（公民館、生涯学習センター）

7.2 各拠点に集約する誘導施設

本計画で設定した各都市機能誘導区域の位置付け、役割を踏まえ、各拠点に必要な施設を設定します。

拠点名	府中町役場周辺地域 (中心拠点)	JR 向洋駅周辺地域 (地域拠点)
各拠点の 位置付け	商業や業務機能、生活サービス機能などが集積し、当町の都市活動を支える中心的な拠点となっています。 特に、大規模商業施設は、路線バスやコミュニティバスの交通結節点となっており、町内外問わず多くの人が行き交っており、今後も賑わいと交流の核となる場づくりが求められています。	町内唯一の鉄道駅である JR 向洋駅を有し、町の玄関口となっています。路線バスと鉄道の交通結節点となっているほか、駅周辺における土地区画整理事業を実施しています。駅前広場や幹線道路の整備による交通結節機能の強化、生活道路や公園など身近な公共施設整備とともに、老朽建物の整備が進む見通しであり、町南部の中心的拠点としての発展が期待されています。

町の中核となる拠点であり、大規模病院を除く全ての誘導施設を集約

土地区画整理による市街地改善を予定しており、周辺の居住環境の向上を図る生活サービス施設を集約

位置付ける 誘導施設	①行政窓口機能を有する施設 ②総合福祉センター ③子育て総合支援施設 ④大規模商業施設、複合商業施設 ⑤金融機関 ⑥教育・文化施設	①行政窓口機能を有する施設 ②大規模病院（二次医療以上） ③教育・文化施設
---------------	--	---

■誘導施設の立地状況

前項の各拠点に集約する誘導施設の設定を踏まえ、各都市機能誘導区域において、既に立地している誘導施設を参考として、整理します。

表 12 （参考）各都市機能誘導区域における既存施設

拠点名	位置付ける誘導施設	既存施設
府中町役場周辺地域 （中心拠点）	①行政窓口機能を有する施設	・ 府中町役場
	②総合福祉センター	・ 府中町ふれあい福祉センター
	③子育て総合支援施設	・ 福寿館
	④大規模商業施設、複合商業施設	・ イオンモール広島府中
	⑤金融機関	・ 広島銀行安芸府中支店 ・ 広島信用金庫安芸府中支店 ・ 広島信用金庫安芸府中中央支店 ・ もみじ銀行安芸府中支店
	⑥教育・文化施設	・ 府中町立図書館 ・ 安芸府中生涯学習センター （くすのきプラザ） ・ 府中公民館 ・ 府中北交流センター
JR 向洋駅周辺地域 （地域拠点）	①行政窓口機能を有する施設	・ 府中南交流センター
	②大規模病院（二次医療以上）	・ マツダ病院（二次救急医療機関）
	③教育・文化施設	・ 府中南公民館



府中町役場



安芸府中生涯学習センター
くすのきプラザ



府中南交流センター



府中北交流センター



府中公民館



府中南公民館



福寿館



イオンモール広島府中